

# 2024年度 重要事項説明書

社会福祉法人尚和会  
なのはなこども園

1 施設運営主体

項目	内容
名称	社会福祉法人尚和会
所在地	大阪市都島区都島南通1丁目9-1
電話番号	06-6921-6818
代表者氏名	理事長 張 はる江

2 利用施設

項目	内容
施設の種別	保育所型認定こども園
施設の名義	なのはなこども園
施設の所在地	大阪市都島区都島南通1丁目9-1
連絡先	06-6921-6818
施設長氏名	園長 平川 正子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 15人 1歳児 24人 2歳児 24人 3歳児 27人 4歳児 27人 5歳児 27人 合計 144人
利用定員	【1号認定】 3歳児 5人(満3歳児含む) 4歳児 5人 5歳児 5人 合計 15人
	【2号認定】 3歳児 20人 4歳児 22人 5歳児 20人 合計 62人
	【3号認定】 0歳児 7人 1歳児 18人 2歳児 23人 合計 48人
開設年月日	平成21年8月4日
事業所番号	2702-619250-3
ホームページアドレス	<a href="http://nanohana-hoiku.or.jp/">http://nanohana-hoiku.or.jp/</a>

### 3 施設の目的・運営方針

なのはなこども園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「園児」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供します。
- (2) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (4) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児と保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4 当園における施設・設備等の概要

#### (1) 施設

土地		面積
敷地		390.12 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造陸屋根5階建
	延べ面積	989.30 m <sup>2</sup>
園庭		屋外遊戯場 65 m <sup>2</sup>
		屋上運動場 210.06 m <sup>2</sup>
		公園 1614 m <sup>2</sup>

#### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	6室	0歳児保育室 1室 1歳児保育室 1室 2歳児保育室 1室 3歳児保育室 1室 4歳児保育室 1室 5歳児保育室 1室
遊戯室	1室	
相談室	1室	
一時保育室	1室	
調乳室	1室	
事務室	1室	
調理室	1室	
トイレ	10室	

### 5 提供する教育・保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、大阪市の就学前教育カリキュラムを基に以下の保育その他の便宜の提供を行います。

#### (1) 特定教育・保育及び時間外保育提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

#### (2) 特色

当園では、0～2歳児クラスでは育児担当制、3～5歳児クラスではピラミード教育法を導入しています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

【職員の職種】

令和6年4月

職 種	職務の内容	員 数	常 勤	非常勤
園長	教育・保育の質の確保及び向上、職員の質の向上に取り組むとともに職員及び業務の管理を一元的に行う。また、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1	1	—
副園長	園長を補佐し、園長不在の時に代わり、園務をつかさどる。	1	1	—
主幹保育教諭	園長及び副園長を補佐し、教育・保育課程の立案や地域の保護者等に対する子育て支援を行うと共に保育内容について他の保育士を統括する。	2	2	—
副主幹保育教諭	園長、副園長及び主幹保育教諭を補佐し、保育教諭・保育士を指導し、利用する子どもの保育業務に従事する。	2	2	—
保育教諭 保育士	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行い、子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。	30	15	15
保育補助要員	保育教諭・保育士を補助し、園内諸雑務に従事する。	3	1	2
看護師	子どもと職員の健康管理と保育園全般の衛生管理を行う。	5	1	4
嘱託医 (小児科・歯科各1名)	入園時の健康診断等、健康管理業務を行う。	2	—	2
事務職員	保育園の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務及び雑務を行う。	2	2	0
管理作業員	保育園の環境の整備、利用する子どもの登降園時の安全見守り及びその他の用務に従事する。	2	0	2

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日)大阪市条例第49号。以下「条例」という。」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。配置基準内で園児の数により保育士及び保育補助要員の数は増減することがある。

【職員の勤務体系】

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯 (8:00～17:00)
副 園 長	正規の勤務時間帯 (9:00～18:00)
主 幹 保 育 教 諭	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)
副 主 幹 保 育 教 諭	正規の勤務時間帯 (9:00～18:00)
保 育 教 諭 ・ 保 育 士	正規の勤務時間帯 (9:00～18:00)
保 育 補 助 要 員	各職員により勤務時間が異なる

※ローテーションにより、各保育士及び保育補助要員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

(1) 保育を提供する日は、次の通りとします。

開園日	区分	開所曜日
	1号認定(教育標準時間)	月曜日～金曜日
	2・3号認定(保育標準・短時間)	月曜日～土曜日

(2) 休園日は、次の通りとします。

区分	休園日
1号認定	土曜日、日曜日、祝祭日、夏季休業、冬季休業、春季休業 その他園長が判断した日(異常気象により警報が発生した日)等
2号認定	日曜日、祝日、国民の休日、年末年始 ※その他、状況に応じては休園のご協力をお願いする場合がございます。 ※お盆(4日間)及びその他園が定めた日は、保育を提供せず、同意を得て休園とします。 ※非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがあります。
3号認定	日曜日、祝日、国民の休日、年末年始 ※その他、状況に応じては休園のご協力をお願いする場合がございます。 ※お盆(4日間)及びその他園が定めた日は、保育を提供せず、同意を得て休園とします。 ※非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがあります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次の通りとします。

利用時間	区分	月曜日～金曜日	土曜日
	1号認定(教育標準時間) ※1	9:00 ～ 15:00	休園
	2・3号認定(保育標準時間) ※2	7:00 ～ 18:00	7:00 ～ 18:00
	2・3号認定(保育短時間) ※3	8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:30

- ※1 教育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から9時、15時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。
- ※2 保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。  
なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。
- ※3 保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時半から16時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。  
なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時半、16時半から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。
- ※4 原則1号認定の方の土曜預かりはありません。お仕事等でご利用になりたい場合は園までご相談ください。

(3) 一時預かりに係る保育時間

午前9時00分から午後5時00分までとします。

(4) 病児・病後児保育に係る保育時間

午前8時00分から午後6時00分までとします。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理(調理業務は有限会社メディッシュフードサービスが行います。)

### (2) 食事の提供を行う日

食事の提供する日は、毎日食事の提供を行います。

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

園児	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
3歳児	—	11時30分頃	15時頃
4歳児	—	11時30分頃	15時頃
5歳児	—	11時30分頃	15時頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

### (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うというノーマライゼーションの精神を基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

### (1) 教育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合

当園の利用の開始に際しては、入園申込・選考を経て保護者と当園間で利用契約を締結します。

当園は保護者より入園申込があった場合、以下の場合を除いては当該申込を拒絶する事はありません。

①定員に空きがない場合

②定員を上回る利用の申込があった場合

③その他特別の事情がある場合

なお、当園との利用契約に際して、本重要事項説明書の内容について、予め確認したうえで締結していただきます。

### (2) 保育認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

### 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった場合
- (3) 心身の不調および当園の運営方針、提供する教育・保育の内容にそぐわないと判断されるような言動、その他の理由により、他の利用幼児への保育・教育の提供に何らかの悪影響を及ぼす恐れがあると当園が判断した場合
- (4) 園児や保護者が当園利用者に対して特定の政党や宗教団体、その他個人的信条や嗜好に基づく団体等への加入や支持を強制したり営利活動または勧誘をした場合
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 遵守

#### 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

##### (1) 内科、小児科

項目		内容
名	称	平井クリニック
院	長	名 平井 信光
所	在	地 大阪市都島区中野町 5-13-4 タワープラザアベニュー1階
電	話	番 号 06-6929-8028

##### (2) 歯科

項目		内容
名	称	なかしま歯科クリニック
院	長	名 中島 智之
所	在	地 大阪市城東区永田 3-14-15 フェリーチェ深江橋 1F
電	話	番 号 06-6961-4182

### 15 緊急時の対応

- (1) お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。
- (2) 当園では、健康な園児への保育を前提としており、37.5 度以上の発熱が認められる園児の保育は実施しません。その為、園児の体温が 37.5 度を超えた場合、速やかに降園していただきます。なお、園児の体温が 37.5 度を超えた段階で、保護者の指定する緊急連絡先へ連絡を行いますので、速やかにお迎えに来ていただけるようご調整をお願いいたします。
- (3) 園児の嘔吐や下痢、発疹等の症状が強く出ている場合は、発熱の有無に関係なくお迎えにきていただくこともございます。園児が病気の際には、速やかにお迎えに来ていただける体制づくりへのご協力をお願いいたします。
- (4) 上記を含め、緊急時のお迎えが困難等のやむを得ない際は、大阪市ファミリー・サポート・センター事業等をご利用ください。大阪市ファミリーサポートセンター事業の詳細については、以下へお問合せください。

- ・ 大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館  
TEL: 06-6354-0106  
大阪市北区天神橋6丁目4番20号  
開館時間 平日 10:00~21:00 / 土・日・祝日 10:00~17:00  
休館日 年末年始

16 非常災害時の対策

項目	内容
非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知器 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・スプリンクラー 有</li> <li>・その他カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は毎月1回以上実施します。

17 虐待防止のための措置に関する事項

利用子どもの人権の擁護・虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 責任者の設置: 虐待防止責任者 園長
- (2) 職員に対して虐待防止研修の実施
- (3) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓口	内容
なのはなこども園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決責任者…園長 平川 正子</li> <li>・受付担当者…副園長 森山 亜矢子</li> <li>・ご利用時間…8:30～16:30</li> <li>・電話番号…06-6921-6818</li> <li>・FAX …06-6921-6819</li> <li>・担当者が不在の場合は、当園職員までお申込ください。</li> </ul>
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者…増田 俊江</li> <li>・連絡先…06-6351-8118</li> <li>・所属…元更正保護女性会会長</li> </ul>

19 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険	災害共済給付
保険の内容	事業活動や施設の所有・使用・管理に起因する対人・対物事故における賠償責任を補償する	園の管理下で園児の災害(負傷・疾病・障害又は死亡)が発生したときに行う。
保険の金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対人…1事故7億円</li> <li>・対物…1事故1千万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷・疾病…医療保険並の療養に要する費用の額の4/10</li> <li>・障害見舞金…4,000万円～88万円</li> <li>・死亡見舞金…2,800万円</li> </ul>



## 20 園児の利用状況

各年度5月1日時点

園 児	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	8人	8人	3人
1歳児	24人	24人	24人
2歳児	24人	24人	23人
3歳児	27人	27人	27人
4歳児	24人	21人	26人
5歳児	24人	25人	24人

## 21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和5年度実施	
自己評価の実施状況	今後実施予定	

## 22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 なし

## 23 当園におけるその他の留意事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 安全な保育活動を実施する為、保護者の送迎時に「お迎えパス」の着用を義務付けております。どなたからでも「お迎えパス」が見えるよう、首から下げて着用をお願いします。
- (3) お迎えの方が変更となった場合、必ず保護者より園への連絡をお願いします。その際、変更になった方の①「氏名」、②「園児との続柄」、③「送迎時間」を必ずお伝えください。
- (4) 土曜日保育の利用申込については、土曜日保育の利用を希望する週の水曜日までをお願いします。木曜日以降に申し込まれた場合、保育者の確保ができない等の影響により、お断りする場合があります。

## 24 虐待防止のための措置について

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めています。

虐待防止責任者 園長 平川 正子

# 別表

## 1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額/月	対象者
給食費	1号認定、2号認定を受けたことにも係る幼児給食費	1号認定:5,200円/月 (副食費3,100円・主食費2,100円) 2号認定:7,500円/月 (副食費4,500円・主食費3,000円)	3歳児～
絵本代	絵本の購入費用 ※選ぶ本によって多少の金額の変動があります。	460円/月	0歳児～
行事費	園外活動・専門活動・お誕生日会・運動会費・人形劇等の観劇費・卒園に係る費用(年長児)・その他行事費	550円/月 550円/月 600円/月 1,100円/月 1,400円/月 1,700円/月	0歳児 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児
宿泊保育費	1泊2日の宿泊保育に係る費用。宿泊保育後に実費精算致します。	10,000円程度 ※実費精算	5歳児
特別教育充実費 (上乗せ徴収金)	幼児の教育機会を向上させる為、専門講師を招いて実施する「英語指導」、「体操指導」、「絵画指導」「もじ・かずあそび」に掛かる費用の一部。※参加は任意。	2450円/月 2700円/月	3歳児 4～5歳児
アルバム代	業者によるアルバム代	1,000円/月	5歳児
指定服・カバン代	通園カバン 冬スモック(90～130cm) 夏スモック(90～130cm)	4,500円 1,960円 1,760円	2歳児～
	上着(制服スモック 90～130cm) 上着(制服スモック 140cm) ズボン(90～130cm) スカート(90～130cm) 半袖体操服(90～130cm) 半体操ズボン(90～130cm) 長袖体操服(90～130cm) 長体操ズボン(自由購入)(90～130cm)	4,000円 4,800円 4,950円 6,340円 2,660円 2,170円 3,270円 3,040円	3歳児～
用品代 (必要に応じて負担)	のり/クレヨン/マーカー	280円/792円/650円	2歳児～
	はさみ/自由画張 お帳面ノート/お帳面シール 油性マジック(絵画用)/おどろぐ箱 粘土/粘土ケース 粘土ヘラ/粘土板	490円/440円 429円/264円 130円/990円 530円/380円 230円/600円	3歳児～
	サインペン 12本セット/1本	858円/90円	4歳児～
	作品袋 150円、諸費袋 80円、氏名印 280円、手さげカバン 737円 安心おむかえパス 90円(1枚) 組別カラー帽子(ほっと安心帽)2,915円、スポーツ振興保険代 315円、		全員
おむつレンタル代	布おしめ・おしめカバー、 紙おむつ(テープタイプ、パンツタイプ)、おしりふき レンタル代	2500円/月定額	0～2歳児
寝具代	敷布団(0・1歳児)・ベッドパット(2～4歳児) タオルケット(夏)・毛布(冬)(0～4歳児共通)	1210円/月	0～4歳児

2 【預かり・延長保育料金】 標準時間保育:18時以降1回300円/月額2,900円まで

短時間保育・1号認定預かり保育:30分毎150円

3 当園は上記支払を諸費袋にて徴収し、領収書に代えています。ただし、施設利用者が領収書の発行を希望した場合は、領収書を交付いたします。